

特許料金の一律半額制度が実現へ

すべての中小企業を対象に2019年4月より施行の方向

日本商工会議所
佐賀商工会議所

政府は2018年通常国会に特許法改正法案を提出し、本制度の導入を目指す方針です。これにより、**審査請求料**および**特許料**(1～10年分)、**国際出願手数料**が**半額**になる予定です。

1. 商工会議所の要望が実現へ

○商工会議所では、2010年度より毎年、米国の制度を参考に、特許料金減免制度を中小企業に一律に適用するよう要望して参りました。

現行の特許料金減免制度の各国比較

	日本		アメリカ		中国	
減免内容	1/2減免 (特許法)	2/3減免 (産業競争力強化法)	50%減免	75%減免	85%減免	70%減免
減免対象企業	資本金 3億円以下の 赤字企業 又は 設立10年未満で 資本金3億円以下	従業員数 20人以下 又は 従業員数 500人 以下	従業員数 500人 以下	従業員数 500人以下 且つ 過去の出願 4件未満 など	単体企業 出願 且つ 前年度課税所得は 30万円以下 (約450万円以下)	2社以上の 共同出願 且つ



日本の現行制度は、米国、中国に比べ減免対象が赤字企業などに限定

2. 本制度が導入されると、減免対象がすべての中小企業に

○本制度導入後には、減免対象が黒字企業等にも拡大

現行

資本金3億円以下の
赤字企業など



本制度導入後

すべての中小企業

○これにより、すべての中小企業の特許関連費用が半額に

減免前

約40万円※



減免後

20.6万円

特許関連費用の試算

	減免前	減免後
出願料	14,000円	14,000円
審査請求料	118,000円+請求項(10)×4,000円=158,000円	79,000円
特許料(1～3年)	1年間につき、2,100円+請求項(8)×200円=3,700円	1,850円
(4～6年)	1年間につき、6,400円+請求項(8)×500円=10,400円	5,200円
(7～9年)	1年間につき、19,300円+請求項(8)×1,500円=31,300円	15,650円
(10年～)	1年間につき、55,400円+請求項(8)×4,300円=89,800円	44,900円
計	398,000円	206,000円

※産業構造審議会 知的財産分科会 第23回特許制度小委員会資料を参考に商工会議所事務局が作成。出願時請求項数10、登録時請求項数8、10年間権利維持を想定。請求項=保護を受けたい発明の内容を記載した項目。発明は、一般的に複数の請求項を設けて、装置、形状、素材、方法等から多面的に定義する。